

# 6月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	平成28年6月23日（木） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、増田
	理事者	【教育委員会】 北谷教育総務部長、梅田学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、岡崎教育総務課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、中図書館政策課長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、矢野保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長
開催形態	公開（傍聴人 なし）	
議題	1 教育長報告 (1) 史料保存館開館時間延長について (2) 平成29年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について <b>非公開</b>  2 議事 議案第3号 「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について（継続審査） 議案第13号 職員の事務従事について 議案第14号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会員）の委嘱について <b>非公開</b> 議案第15号 平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について 議案第16号 平成28年度奈良市立学校評議委員の解嘱及び委嘱について	

	<p>議案第17号 平成29年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について <b>非公開</b></p> <p>2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 (1) 史料保存館開館時間延長については、了承した。 (2) 平成29年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について <b>非公開</b></p> <p>2 議事 議案第3号 「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について（継続審査）は、可決した。 議案第13号 職員の事務従事については、可決した。 議案第14号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会員）の委嘱について <b>非公開</b> 議案第15号 平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱については、可決した。 議案第16号 平成28年度奈良市立学校評議委員の解嘱及び委嘱については、可決した。 議案第17号 平成29年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について <b>非公開</b></p> <p>2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、了承した。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
<b>議事の内容</b>	
委員長	開会前に資料の確認を事務局からお願いします。
事務局	先日送付をした資料に、一部追加がございます。議案第3号「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について、最終ページを1枚追加させていただきます。
委員長	本日の委員会は全員出席しておりますので、委員会は成立いたします。ただいまから、6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、金春委員、都築委員にお願いします。

各 委 員

はい。

委 員 長

本日は、傍聴人はいらっしゃいませんので、早速本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告2件、議事6件、その他1件、合計9件です。案件の中で教育長報告2及び議案第14号は人事に関する案件、また議案第17号は公表前の情報に関する案件であるため、非公開として審議すべきだと思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、教育長報告2、議案第14号及び17号は非公開とすることに決定いたしました。

なお、教育長報告2につきましては関係課のみの審議といたします。

それでは、公開の案件から始めます。

教育長報告1「史料保存館開館時間延長について」、文化財課長、説明ください。

文化財課長

史料保存館につきましては、奈良市文化財保存公開施設条例施行規則に会館時間等の定めがあります。その中で、例年8月中旬に、「なら燈花会」というのが開催されますが、本年は8月5日から14日開催期間となっています。史料保存館が所在する脇戸町では、この期間のうち8月11日から13日の間、脇戸町商和会を中心に脇戸町の道路沿いでろうそくの点灯が実施される予定になっています。つきましては、史料保存館においても、ろうそくの点灯を協力するとともに、下記期日の開館時間の延長を図りたいと考えています。

開館を延長する期間につきましては、8月11日、8月13日、この両日午後5時から9時ということになります。また、ろうそくの点灯につきましては、8月11日、12日、13日の3日間、続けて行いたいと考えています。

以上でございます。

委 員 長

ただいまの件につきましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。これは、今年だけでなく、以前もずっとそうですか。文化財課長。

文化財課長

一昨年からやらせていただいています。今後も続けたいと思います。

委 員 長

他にご意見やご質問等はありませんか。都築委員お願いいたします。

都 築 委 員

開館時間の延長が12日になされないのは、何か理由があるのですか。

文化財課長

12日は、史料保存館の休館日に当たっております。それで、その日は休館ということにはさせていただきたいと思っています。

委 員 長

特にございませんようでしたら、教育長報告1「史料保存館開館時間延長について」は了承いたします。次に、議案第3号『『教科書会社の謝礼問題等』に関する検証及び今後の方針について』ですが、この案件は5月の定例教育委員会より継続審議となっている事案です。教職員課長、説明願います。

教職員課長

5月定例教育委員会でご審議いただき、継続審議となりました「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び方針案について、5月の定例教育委員会での議論を受け、また以降の出来事等の対応なども考慮し、内容の修正をいたしました。

資料1ページをご覧ください。

今回、提出いたしました修正案となっております。

資料2ページをご覧ください。

修正前の前回案となっております。

資料3ページをご覧ください。

ご審議いただきました前回案に対しまして、教員の服務規律について、法令や規則をわかりやすく、学校・教員へ伝えるべきであり、また教科書採択に関して、教員の兼業許可については、別の仕組みが必要ではとのご意見がありました。さらに、教科書会社については、厳しい方針を持って臨むべきであるとのご意見もいただきました。

さらに、教科書検定に当たっては、質の高い教科書実現のためには、教員の意見を適切に伝えられるようにすべきであるとのご意見もありました。

また、5月中に臨時教育委員会を開催していただいた上で、関係教員28名の処分とあわせ、教科書会社に申し入れを行い、ホームページ上などを通じ公表もいたしました。

以上のことから、前回の方針案の修正を行いました。

資料4ページをご覧ください。

修正の1つ目として、標題に「今後の」と語句を入れております。

これは、前回の教科書会社への申し出などについて既に取り組んでいる内容もあるため、今後行われる学校での教員への研修などの取り組みがあることを明確にするために「今後の」という語句を入れました。

資料5ページをご覧ください。

修正の2つ目として、前回の方針案にありました全文につきましては、5月に行いました教員措置内容を公表した際に、同様の内容を既にホー

ムページに掲載しましたので、修正案では削除をしました。  
修正の3つ目として、前回の方針案の本文の1の内容についての修正です。

教科用図書の採択における研究員等の委嘱に当たっては、疑念を生じさせないよう改善するとしていましたが、より具体的に、委嘱に当たり教員より申告書を徴し、教科用図書の閲覧等を確認することと修正しました。

その申告書については資料7ページにつけております。

修正の4つ目として、前回の方針案の本文の2の内容についての修正で学校・教員については、法令遵守の意識向上を図り、教科書会社と適正な関係を保つこととしていましたが、より具体的に、教員に対しては、校内研修等を行っていくこと、また今回の問題となりました兼業許可については、特に理解を深めていくことと修正をしました。

校内研修につきましては、資料8ページから11ページの内容を既に学校に配付し、これをもって研修等を行うことにしております。改めまして、兼業許可については、正当な労働の対価として報酬が伴うものについては、教育委員会の申請をすることを明記しております。あわせて、服務規律の違反があった場合には、今回の28名の教員を処分しましたように厳正に対処する旨を修正案に追加いたしました。資料6ページをご覧ください。

修正の5つ目として、教科書会社に対しては、今回の事案に申し入れを行うことを方針案に入れておりましたが、教員を5月末に処分するに当たり、事前に教科書会社に対して申し入れを行っております。その内容については、資料の12ページとなっておりますが、このことから、今回の修正案では、この申し入れに基づく対応、例えば、過大な宣伝行為を伴う営業活動を断るなど、学校に毅然とした対応を行うこととしました。また、現場の教員が教科書の編集等に当たり意見を述べることは重要であるとの意見もいただきましたが、教員が教科書会社との関わりを持つ場合には、既に3月31日に出ております文部科学省通知を遵守することとしました。なお、この文部科学省通知を受け、学校教育課では改めて学校へ通知をしておりますので、その内容等につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長

追加資料の内容について説明させていただきます。

今回の教科書会社の謝礼問題等にかかわりまして、5月16日に行いました校長会で、教科書採択における公正確保について教職員へ周知するよう学校長に指示するとともに、16ページにありますように、平成28年6月2日付で「教科書採択における公正確保の徹底等について」通知をいたしております。この通知は、改めて教科書採択における公正確保の徹底を図ることを指示するとともに、教科書採択にかかわる教職員の禁止事項等について具体的に6つの項目を示しております。1つ目

は、検定申請本、いわゆる白表紙本とは何かについて触れ、教職員を含め、該当申請者以外の者にこの検定申請本を見せることが認められていないことを示しております。2つ目は、一般の国民ないし地域住民に対して、公正性・透明性に疑念を生じさせないため、教職員等が教科書発行会社と健全かつ適切な関係を保つよう指示しています。これにつきましては、資料17ページにありますように、教科書会社が加盟する教科書協会が申し合わせ定めております教科書宣伝行動基準を参考につけました。これは、教科書発行会社サイドから見た問題となる行為が書かれていて、例えば①に、「教科書の選択関係者に対する金銭の提供またはその申し出」とあり、その下に具体的な例が示されております。逆に申しますと、教員はこのような行為を受けることがないようにしなければならぬということになります。なお、この資料の一番下の米印にありますように、文部科学省は教科書発行会社に対して過大な宣伝行為等を慎むよう指導しており、教科書会社も、この「教科書宣伝行動基準」を見直し、新たに「教科書発行者行動規範」を定めることとしております。4月末にこの案が教科書協会から文部科学省に提出されたと聞いており、現在、検討段階にあるものと思われまます。3つ目は、教科書見本とは何かについて触れ、教員が教科書会社に対して、教科書見本の献本や貸与を要求してはならないことを示しております。4つ目は、教科書採択に直接の利害関係のある者や、教科書会社からの意見聴取を受けるなど、著作・編集に協力を行った者を、教科用図書の選定委員、研究員に選任しないことを示しております。

先ほど、教職員課長から説明がありましたように、選定委員、研究員の選任の際には申告書の提出を求めてまいります。

なお、今年度は高等学校の採択替えの年に当たっております。事後報告となりますが、今年度の高等学校教科用図書の採択の選定委員、研究員を選定するに当たり、一条高校の教員全員にこの申告書を既に提出させています。

5つ目は、質の高い教科書を実現するためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは不可欠であり、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは大きな意義を有することも注視しております。

ただ、検定申請中や採択期間中に教員が教科書会社と接触することは避けなければなりませんので、それ以外の期間に限って教科書の著作・編集を行おうとする場合は、事前に管理職に相談した上で、兼業の許可など必要な手続を行うこととしております。

6つ目は、教科書発行者が、教員に検定申請本を閲覧させる行為や、教科書宣伝行動基準にあります不適切な行為を確認した場合は、速やかに市教委に報告するよう求めるものでございます。

また、平成28年3月31日の文部科学省からの通知の中に、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・

編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者との関係を有する者を選定委員会委員、または調査員等として選任することが適当でない」と明記されたことを受け、その趣旨や内容が反映されるよう、奈良市教科用図書選定委員会規則の見直しを行っていく必要があると考えます。今後、改めて提案をいたします。以上でございます。

教職員課長

引き続き、教職員課から説明いたします。

資料6ページをご覧ください。

最後に、修正の6つ目といたしまして、資料13ページにありますとおり、今回の事案が教育委員会にとっても重要な案件であるとの認識のもと、教育委員会の認識と今後の対応を市民の方へ周知すべく教育委員会のホームページにコメントを掲載させていただきました。

また、あわせまして、保護者への丁寧な説明も必要と考えますので、学校より行っていくことにいたしました。以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

今、教職員課長と学校教育課長それぞれ説明いただいたのですが、5月10日の定例教育委員会の際に議案第3号として、提出された「教科書会社の謝礼問題等」に関する方針について(案)を受けまして、それ以後、早急に実施しなければならないという問題もありましたので、既に実施している部分もありますが、再度そのときの3ページ以下にありますようなご議論のポイントを受け入れた形で資料1ページの修正案として本日提案をしたということだと思います。

要は、この1ページのところが本日の採決をしていかねばならない問題になっています。その経過については説明があったわけでありまして。

教職員課長、この1ページについてもう一度、説明していただきながら、この問題について、既に実施しているというのがあれば、そのような解説をつけてもらえればありがたいと思います。

教職員課長、お願いします。

教職員課長

それでは、資料1ページにつきまして、読みながら現在の状況について説明をいたします。

修正案といたしまして、「教科書会社の謝礼問題等」に関する今後の方針について。

今後二度と、教科書採択にあらぬ疑念を生じさせないために、教育委員会は、再発防止に向けた以下の取り組みを行う。

1、教科書採択においては、選定委員・研究員の委嘱に関し教員より事前申請を受け、過去の教科書会社との関係確認を徹底するなど、より厳正な仕組みを取り入れる。

この事前申請につきましては、現在、既に本年度の高等学校の教科用図書の採択に関しまして、一条高等学校の教員のうち、研究員・選定委員

となっている者について書面をもって取り組みを実施している状況でございます。

2、教員の服務規律の向上について、校内研修等を通じ教員に周知を図る。特に、兼業許可の手續については、より理解を深める方法、またはその他の兼業許可とは違う手続き等を検討し、あわせて教員からの事前相談を受ける仕組みも検討する。

教員の服務規律の向上につきましては、6月の校長会を通じて、既に学校には、下ろさせていただいております。

その内容については、資料8ページから13ページを各学校に通知しております。

しかしながら、今後この書面をもって校内研修を図り、しっかりとした服務規律の向上に向けての法令遵守についての校内研修を取り組んでいただくということを今回改めて確認するものでございます。

3、教員に対して、今後同様な服務規律違反があった場合は、厳正に対処することを周知する。

これは、既に通知にもございますが、改めまして校長会を通じまして、今回の服務規律の向上とあわせ、しっかりとした意識づけをしていただくよう周知いたしております。

4、教科書会社には、既に遺憾の意を表明し、今後の教育委員会の確固たる対応について申し入れを行っていることから、学校においてもこれに基づく対応（教科書採択期間中の過大な宣伝行為を伴う営業行為の拒否等）を行う。

このことにつきましては、その旨、しっかりと対応していただくことの申し入れを教科書会社に教育委員会からさせていただいておりますので、今後学校としてもしっかりと対応をするということをつけ加えさせていただきます。

5、教員らが教科書の内容に対して教科書発行者より意見を求め、また意見を述べる場合は、平成28年3月31日付文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」を遵守し行う。教科書会社、現場の先生方が教科書について意見を述べるということ、またそれを教科書会社の方が真摯に受けとめられていることが重要であるということについては、文部科学省及び教育委員会といたしましても同じ認識です。ただし、これについては、いわゆる兼業許可等をしっかりとされた上で適正な対価として報酬を受けるのであれば、受けていただくことをよしといたしますが、手續についてはしっかりとさせていただきます。

6、今回の事案の反省を受け、教育委員会ホームページに意見及び措置内容等を掲載し、市民に向けての説明責任を果たし、あわせて学校からは保護者に向けて丁寧な説明を行う。

5月末に28名の教員については既に措置をさせていただき、あわせてその内容については説明責任を果たすということから、ホームページ上

委員 長	<p>に公開しているところですが、その他については改めて学校現場からも保護者の方にしっかりと説明していくことが必要であると考えますので、今回の方針案に盛り込ませていただきました。</p>
畑 中 委 員	<p>改めて今日の提案の内容を読みながら、既に白紙にしたり通知したり徹底させたという部分もかなりありますが、これからというものも一、二残っております。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。</p>
教職員課長	<p>今回の事案について、市民に向けての説明責任や、保護者の方に向けての説明ということで、この方針案の6番目に新たに記載されたということなのですが、実際学校から保護者に向けて丁寧な説明を行うというのは、保護者の方からこの件について問い合わせがあったときに説明を行うということによろしいですか。</p> <p>それともう一つ、今回の件で教育委員会事務局へ保護者の方から直接この件に関して何かご意見なりがあったのか、その2点を質問させていただきます。</p>
畑 中 委 員	<p>まず1点目でございますが、保護者の方にお伝えするというところでございます。その場合の方法としては、資料の13ページの内容については教育委員会のホームページに今回の措置についてのコメントを発表させていただいております。この内容をもって、問い合わせがあったから説明をするということではなく、積極的にPTAの役員会などを通じまして、保護者の方に校長先生の言葉として説明していただくということを指示しております。</p> <p>また2点目の保護者の方からの問い合わせについては、把握しておりますのは1件でございます。それは、当該の件についての措置をし、新聞等の報道があったわけですが、そのときに問い合わせがあり、どういった措置であったのか、どこのホームページに載っているかという問い合わせでございました。そのときには、教職員課のページに載せておりましたが、わかりにくいという反省に立ち、教育委員会のトップページにリンクを張るという対応をいたしました。</p>
教職員課長	<p>それでは、学校長のほうからPTAの役員さんに説明をしますということで働きかけておられるということですか。</p>
都 築 委 員	<p>はい、そのように発信させていただきます。</p> <p>まず、今後の方針についてという全ての文言ですが、これはどこに、どのような形で出すものなのでしょうか。それがまず1点。</p> <p>それから、6番目の「教育委員会ホームページに意見及び措置内容等」</p>

とあるのですが、この「意見」というのは、今お話があったような市民から寄せられた意見ですとか、どういう意見を指しているのでしょうか。そういうことも含めていろいろ掲載し、そこで意見もあったということ公開していくということなののでしょうか。その2点をお尋ねします。

教職員課長

今回の方針ではございますが、特にこれをどこかに公開するということは考えていません。あくまでも議論の中身といたしまして議事の中に残しおきます。教育委員会としてしっかり対応していくということを再度審議していただくということを考えております。この議論は、今日公開でもございます。

それから、ホームページの意見ということでございますが、市民の方からの意見ということで、少し言葉の使い方が適切でなく申しわけないことですが、あくまでも教育委員会としての認識ということでございますので、13ページにありますコメントの内容を指して書いたつもりでございます。

都 築 委 員

そうしますと、一般的な市民に向けての説明責任ということについては、もう既にホームページで公開しているものをもってということですか。

教職員課長

はい。これと、これから学校で行っていく保護者への説明、この2つをもって丁寧に説明ができるかと認識しております。

都 築 委 員

では、教育委員会として今後の方針はこうであるということを開示しないということですか。

教職員課長

もちろん公開案件でございますので、求められましたら回答をいたしますが、今回、これを例えばホームページに掲載していくとかは、現在考えていません。

都 築 委 員

はい、わかりました。

金 春 委 員

前回の議論の主なポイントとしての3番ですが、これはどこかにくみ上げられているのですか。方針の中の文言には入らないわけです。「質の高い教科書実現のため、教員の教科書の意見を適切に伝えられる仕組みが必要では」と、これは私が申し上げたことなのですが、これも今後の方針といいますか、方向性なのですが、そういったことに関して、ここでは触れることはないわけですか。

教職員課長

そのことについても申し入れの中に入れていくべきではないかという

議論もございましたが、先生方やその他委員の先生方が教科書会社に対して、今後についても意見を述べていくということが必要であるというのは、あくまでも文部科学省も委員会も共通認識をしているところでございます。それを妨げるということではなく、意見を言うのであれば、今回の事件の反省を受けて、ルールに従って述べていただきたいという思いを込めまして、4番にちょっと婉曲的な表現ではございますが、入れさせていただいたところでございます。もちろん、先生方が教科書会社から意見を求められましたら、適切な兼業許可等をとっていただいて、意見を述べる機会があれば、それは仕事だと認識しておりますし、委員会として集約していくかという問題については、そこまではどうかという意見もございます。しかしながら、先生方の意見を述べる機会を妨げるということではないという認識は持っているところでございます。

金 春 委 員

末端の先生方に直接教科書会社が接触するから、こういう問題が起きるといって話になっていたのではないのかなと私は思っていたので、もっと積極的に意見集約のポジションが必要だと私は申し上げたように記憶しています。このことをしっかりと取り上げていただきたいかったというのが私の思いです。

委 員 長

教育委員会の組織として。

金 春 委 員

個人が一個人として、末端の人たちがそういう企業の人と接触するから色々な問題が起きるわけです。もっと教育委員会内で意見を集約する部署ないしはポジションというものを設置してもらい、そこから各教科書会社等に連絡をとるなどの措置ができないのかという思いがあったのですが。

教育総務部長

教員がすぐに会社とかかわる、いわゆる利害関係があるところをうまく遮断する一方で、教科書には教員の意見が反映されることは大切だから、その仕組みをとということだろうと思います。そのことで議論をしましたが、教育委員会として意見を吸い上げていって、例えば誤字とか脱字というものは、客観性がある、ここは違っていますよと、奈良市教育委員会が意見を言うということがあったとしても、これには客観性があります。しかし、極端な例で申しますと、例えばこの表記については事実と違うのではないかと、Aという表記をBじゃないのかという教科書の中身に踏み込みますと、いわゆる考え方に踏み込むということになるので、教育委員会として発信するのは難しいのではないかとということで、この仕組みについては、今は教職員課長が申しましたように、4番のところは婉曲的ではありますが、入れてあります。今日の時点でより良い方法が見出せなかったもので、明文化されていません。今後この意見

は大切に考えています。検討課題として置いているというところです。ただし、意見を言うからにはしっかりと述べ、どんなことを言ったのか報告をさせ、委員会としてもその報告を知っているということが大事ですので、そういう仕組みも考えられるということですので、今現在は、宿題として預らせていただいているということです。

金 春 委 員

例えば、教科書選定委員会の委員をそのところに充てる、教科書選定委員が色々と審議なさって情報を上げてきているわけですから。

委 員 長

しかし、それは仕組みが違うのではない。つまり選定委員会というのは、高等学校ならば一条高校だけですが、中学校、小学校は全校から選ばれた校長クラスでやっているわけです。つまり個々の教員が教科書会社と連絡し合うということ自体が悪いことではないわけで、より質の高い教科書をつくるためには現場の教員の意見を入れるべきだと。ただ金銭が絡むということが問題なのと、措置の対象になった先生方について、教科書のことをどうこうということではなく、研究会をするから来てくれとある意味だまし討ちみたいな形で帰りにお金をもらうというようなケースが多いのです。

だから、個々の教員との絡みの中で問題になったこと、あるいは意見を言ったというようなことが集約されるというのは、学校長を通して教育委員会に吸い上げられるということになると思うのです。ですから、その年その年の教科書の採択に関する選定委員会が、そのことをチェックするという機能はないと思うのです。

今現在は、教科書が検定されていますが、問題は検定までの話で、あるいは検定中の話なので、やはり教育委員会との接続をきちっとしておいたほうが良いとは思いますが。そのことについての仕組みは今宿題だと教育総務部長がおっしゃったので、このところは教育委員会がどの程度主体的に関わり合ってくみ上げていくのかと。しかし、日常的にはわからないわけですから、多くの先生方がどんなコンタクトを教科書会社とやっているのか、そのことをやはり何かおかしいことがあるようであれば、それを吸い上げてくるということになるわけですから、それは教員が直接教育委員会ではなく、学校長経由ということですから、学校長から教育委員会に報告されると。それを吸い上げて、考えていくのが教育委員会の仕事だろうとは思いますが。

ただ、もう少し広がった話をする、これまでの一連のこの事案というのは、要するに、金銭等の授受があったとか、あるいはなかったが、いわゆる白表紙の検定中の教科書、見てはならないものを見たとかいうことに関して措置をしたわけです。それが1つです。その後、大阪あたりで出てきた高等学校の教員にもそのようなことがあったということから、文科省の調査になりかけて、本市としては公立の高等学校は一条高校1校ですから。しかも今年度、教科書の採択の年でありますから、早

	<p>回しに各教員から申告させたということで、1件も接触したことはなかったという報告で今のところはおりますが、そういう形をよりシャープにはっきりさせていくということがこれからの仕事だと思います。</p> <p>ただ、教科書会社のことについては各関係者6社に対して清原教育委員長名でここにありますような教科書会社の社長あてにしまして、今申し上げなかったのはその2社でしたでしょうか。</p>
教職員課長	2社からお詫び状。
委員長	<p>詫び状が届いているという報告を受けました。あとの4社は「わかりました」ということです。</p> <p>先ほど、畑中委員がおっしゃったように、市民、保護者等に対する説明というか、お詫びというか、やはり我々としては教育委員会としての教科書採択問題については何らやましいところはなかったということをはっきりしているわけですが、「どうだろう」と思っているが市民や保護者にはおられるであろうと思いますから、それはやはりできるだけ早く丁寧に説明してほしいということで、13ページのホームページのことについて、先ほどから委員の声を聞いていると、これではちょっとまだ弱いと考えを持っていらっしゃるのだろうと。もう少し具体的なことが必要ではないかと。教育委員会の考え方も含めたものがあったのかなというご意見があったことについては、ホームページで追加することは幾らでもできるわけですから、考えていただけたらと思います。</p>
金春委員	謝罪を出した2社というのほどことか、それは教えてもらうことはできるのですか。
委員長	教職員課長。
教職員課長	東京書籍と数研出版。
委員長	<p>この2社です。数研出版だけは、いろいろな会に呼んだのではなくて来校したのです。幾つかご意見をいただいたのですが、再びこの1ページに戻りまして、これが今日のこういう状況でやります、やりつつあります、やりましたというのが3つ入っているのですが、前回の2ページ目にあります方針案を改めて修正案として、この線でいっております、しますということなのですが、それに関してまだ幾つか意見が出ました。このことについてはこれからの問題として、できるだけスピード感を持って処理してほしいと思います。いかがでしょうか。いただいた意見をさらに深めていく、していくということを条件として受けとめていただいて、この1ページの修正案を採決させてもらってよろしいですか。教育長、いかがですか。</p>

教 育 長	それで結構です。ただ、後のページに差しかかるところで、2問ご理解をいただくということで、例えば、一条高校はこれからやりますので、今日出た16ページの4番に関して、教科書採択に直接の利害関係を有する者とか、あるいは意見の聴取を受けるなどの著作・編集活動を行った者は研究員に選定しないということで、申告書を出させていると思うのですが、この申告書は当然確認ですが、採択しようとする教科書の編集に関与していませんということは、この今採択しようとする教科書という意味です。7ページのところにある申告書を出させているのでしょうか。一条高校のこの選定委員です。これは今採択しようとする教科用図書の編集に関与していません。今採択しようとする教科書、検定前あるいは検定中の教科書の見本本は見えていないと。今採択しようとする検定前、検定中の教科書発行の内容に意見を述べたことはないという意味です。理解した主旨はそれでいいですか。各委員にも確認をお願いします。
委 員 長	過去にということですか。
教 育 長	これは、過去にさかのぼっているのですか。
委 員 長	確認項目、申告書に3つあるので、この文面でいえば過去にさかのぼっています。
教 育 長	この文面でいったら過去にもさかのぼっているのですか。
委 員 長	検定前及び検定中のとありますから、もう1年前ですから。
教 育 長	いえいえ、どういう認識でつけたかを確認しておきたいのです。それがないと、もしそのような人が出てきたとき、言っているのではないか、いや、それは違いますとかいって解釈が違ってくるので。16ページで今日出た追加資料の徹底のところではそれはそれでいいと思うのですが、問題ないと思うので。申告書の確認は過去もそうなのですね。これで過去ととったらいいの。
委 員 長	当然そうだと私は受けとめていますが。
教育総務部長	その認識になっていますから。
教 育 長	この文言は入り混じっていませんか。
金 春 委 員	一番初めの「平成何年度奈良市立〇〇学校教科用図書の採択に関わる選

	定委員又は研究員への任命に際し」と、まるで今回の教科書に関してと受け取られかねない文章が最初に来てしまっているのです。
教育総務部長	学校教育課長、過去を想定してないのでしょうか。どっちですか。
学校教育課長	過去の分については、この文面では想定はしておりません。
委員 長	この確認項目というのは、検定前とか検定中ということになっていますから。
学校教育課長	そういうことです。
委員 長	だからそれは過去でしょう。任命は今年度ですから、解釈としては、今年度の任命に関して過去に遡っても確認項目が効力ありませんということになるのではないですか。
教育総務次長	確認項目の中に、「採択しようとする教科書用図書」というただし書きがあるので、この任命に対する今回の採択をしようとする教科書ということであれば、過去にはさかのぼらないという解釈になると思いますが。
委員 長	確認項目は、いらないのではないですか。
教育総務次長	そのための確認項目だと思うのですが。
委員 長	確認項目の1つ目は今回のことですが、2と3は過去のことです。それも確認項目としてここに掲げてあるわけだから。
学校教育部長	検定前といいますのは、検定に上る前の編集作業の段階において、その段階の内容に意見をしたことがあるかどうかという意味で検定前という言葉を使っていると捉えると、今回の検定に採択しようとする教科用図書に関わっての編集から検定中、そして採択期間合わせての意見を述べたことがあるかどうかという捉え方になると思います。ということは、今回採択しようとする教科用図書、いわゆる高等学校の目録に載ってくるその教科用図書の編集ということに関わったことがあるかないかということをお聞きしたいと思います。
委員 長	その過去という考え方の違いだな。
学校教育部長	はい。

委員 長	今回採択しようとする教科書に関して検定はもう既に済んでいるわけです。だから、その教科書に関しての過去は関係してないと。しかし、かつて採択が済んだことについて過去のこと、過去というか大過去のことについては問われていませんということです。
学校教育部長	そうです。
教 育 長	私もそう解釈したのですが、その認識でいいのかということだけを。
委員 長	共有していないからね。
教 育 長	そう。共通理解しておいてもらいたいところです。
学校教育部長	今回は、この申告書の文面で一旦確認をとったということでございますが、今のような揺れがないような文面をもう一度再考したいと思います。どの場合を限って申告を求めているのかということがしっかりとわかる文面で次回以降まとめるようにさせていきたいと思えます。
委員 長	わかりました。それでは、今の教育長の提案もありましたから、再度共通認識として、この申告書に関しては、今回、今これから採択作業中の一条高校の使用する教科書について、候補の教科書全部という意味ですが、その教科書に関して検定の以前あるいは検定中に、この本を閲覧したり図書の編集に関与したりしたことがないと、現在進行中の教科書に関して検定前及び検定中に接触したことはありませんと共通ルールで認識しておけばいいですね。そのもっと前の過去についてもそんなことがあったかどうかということについては、改めてまた申告させるということですか。
学校教育部長	次回の申告書を求めるときに、これ以降また小学校、中学校、高等学校も毎年行いますけれども、その申告を求めるときに、どの時点での確認をしているのかということが表現として揺れないような表現で申告を求めていきたいと思っております。
委員 長	よろしいですか。 それでは、改めて1ページに戻りまして、修正案に関しまして、「教科書会社の謝礼問題等」に関する今後の方針についての修正案を議案どおり採決させていただいてよろしいでしょうか。では、議案第3号『教科書会社の謝礼問題等』に関する検証及び今後の方針について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。ご意見のあったことについては、それを受け入れて検討していただくことをお願いしておきます。次に、議案第13号「職員の事務従事について」、教職員課長、引き続き説明ください。</p>
教職員課長	<p>平成28年7月10日(日)参議院議員通常選挙が行われます。このことにより選挙管理委員会より教育委員会の事務職員等を投票事務に従事させるため人事協議がきております。資料2ページをご覧くださいませ。人事協議書となっております。3ページから7ページのうち投票所の番号が入っている職員が当日の投票事務を担当する職員となっております。教職を除く事務職員及び技術職等およそ250名おりますが、今回人事協議の対象とまりましたのは64名となっております。ご審議のほどお願いします。</p>
委 員 長	<p>7月10日の参議院選挙で、市役所の職員ほぼ全員が関わり合うことになり、教育委員会に関しても、市として投票所の担当ということになって、これだけの方が事務につかれます。開票等については、これは管理職だけになりますか。</p>
教職員課長	<p>開票につきましては、本日、庶務担当課長会議がありまして、そこで各部の割り当てとかの連絡があると思います。</p> <p>部長に関しては、もうそれで統括ということで、あるいは集計係や按分係はピンポイントで選管のほうから従事依頼が来ておりますので。</p>
委 員 長	<p>特に管理職の方は遅くまでご苦労さまです。よろしく願いいたします。ということで、採決させていただきます。議案第13号「職員の事務従事について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、引き続きまして、議案第15号「平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、学校教育課長、ご説明ください。</p>
学校教育課長	<p>飛鳥小学校学校運営協議会及び飛鳥中学校学校運営協議会においては5月の定例教育委員会にて32名の委員が委嘱または任命されました。</p>

本日は、奈良市学校運営協議会規則第15条に基づき、そのうち3名の退職をお願い致します。宮本氏は飛鳥中学校区少年指導協議会会長を退任されたため、また羽田野氏は本人からの辞任の申出のため、向井氏は飛鳥幼稚園愛護会会長を退任されたためでございます。加えて奈良市学校運営協議会規則第6条に基づき2名の委嘱をおねがいします。

西村氏は飛鳥小学校育友会会長に就任されたため、また竹村氏は飛鳥幼稚園愛護会会長に就任されたためでございます。任期は本日より平成29年3月31日まででございます。以上でございます。ご審議のほどお願い致します。

委員長

これは学校運営協議会のメンバー、委員が退職、退任されるということで、3人が退任され2人を委嘱するという案件でございます。いずれも飛鳥中学校、飛鳥小学校ですね。

ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、議案第15号についての採決をさせていただきたいと思いません。議案第15号「平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。引き続きまして、議案第16号「平成28年度奈良市立学校評議員の解嘱及び委嘱について」、これも学校教育課長、説明をください。

学校教育課長

西大寺北小学校において奈良市立学校評議員制度実施要領第2条の規定に基づき校長から推薦された評議員について委嘱をお願いします。坂井氏は西大寺赤田町2丁目自治会長に就任されたためでございます。月ヶ瀬中学校において奈良市立学校評議員制度実施要領第3条の規定に基づき窪田氏の解嘱をお願いします。本人からの辞任の申出によるものです。加えて、奈良市立学校評議員制度実施要領第2条の規定に基づき校長から推薦された評議員について委嘱をお願いします。南阪氏は教育に関する理解や見識が深く、学校において堅実的なご意見を頂けることが期待できます。任期は本日より3月31日まででございます。ご審議のほどお願い致します。

委員長

これは学校評議員でありまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

畑中委員

資料に付けていただいている学校評議員の内訳なのですが、教員関係の

	<p>方16名とあるのですが教員というのはどういう教員されているのか、もし分かれば教えていただきたい。</p> <p>今、学校評議員総人数230名だと思っておりますが、その役職の内訳に、PTA関係の方58名と記載されていて、4行目に教員関係16名とあるのですが、この教員というのはどういう方がされているのですか。</p>
学校教育課長	すみません。ちょっと今詳細な資料が手元にございませぬ。申しわけありません。
委員長	<p>それでは、わかり次第報告をお願いします。</p> <p>つまり、ご疑問の中身というのは、その学校の教員が評議員を兼ねているという意味でしょうか。</p>
畑中委員	そうですね、はい。そういうことはないとは思っています。
委員長	学校教育部長
学校教育部長	もう一度しっかり確かめて、ご説明したいと思いますが、退職をしました元教員というところが関わっているという場合が非常に散見されますので、そこをこの項目に入れているのではないかと思います。人数も含めまして、もう一度きちんと確認をさせ、ご説明させていただきたいと思っております。
委員長	我々の感覚として、その学校の教員が評議員を兼ねることはあり得ないことですから。
学校教育部長	それはございません。
教育長	学校教育部長の申す通り元教員という意味ではないでしょうか。
学校教育部長	はい。
教育長	だから、例えばその人が今、民生委員で出てきていただいて、民生委員の項目を入れたらいいわけですが、それを教員というところに入れてはおかしいですよ。そういうことだろうと思っております。教員を選んでいるということは実施要領上あり得ないと思っておりますから。
学校教育部長	それはございません。
教育長	ここの表現が間違っているのだろうと思っておりますが、元教員とか。

学校教育部長	所属とか役職等というところで。
畑 中 委 員	それだと、もっといらっしゃるのかなと逆に思ったりもしたのですが。
教 育 長	そういう意味では、逆に。 例えば、この前に出てきます飛鳥中学校の学校運営協議会の委員長なども、校長先生ですからね。だから、元教員でくくるのがおかしいと思うが、そうしか考えられない。
教育総務部長	私立、国立の。
委 員 長	民生にも自治会にもかかわっていなかったのだと思います。
教 育 長	国立学校。
教育総務部長	逆に行っている人がいます。
委 員 長	別のね。
学校教育部長	一条高校は、そんな形で。そこはないのです。 当該学校以外の教職員ということは規定の中にも入っておりますので、当該学校の教員は、もちろんそれはあります。
教育総務部長	私立の先生が入っていたり、国立の先生ですね。
委 員 長	私立学校の校長さんでなっている人もいました。
学校教育部長	高等学校なんかそういう形で来ていただいているというのは、ある話でもあります。
委 員 長	大学の先生もいるのでは。
学校教育部長	はい、そうですね。
教 育 長	ご心配いただくように、一時的にそこの学校の先生がなっていることは、ないと思います。それはあり得ないと思います。
学校教育部長	それはありません。もう一度しっかり確認し、役職の内訳の項目についても、もう一度検討はしていきたいと思います。

都 築 委 員	それに附随してですが、参考までによろしいでしょうか。内訳の「学校支援」と「地域活動関係」というところがありますが、学校支援をやっていくのは、いわゆる地域コーディネーターなどで、地域活動関係というのは、社会福祉協議会でもなく、いろいろ多々ある地域で何か活動されているような方なのですか。
委 員 長	学校教育課長。
学校教育課長	先ほどの資料が手元にございませぬ。申しわけございませぬ。
都 築 委 員	参考までに報告お願いいたします。
委 員 長	学校教育部長。
学校教育部長	このことも含めまして、しっかり確認して、ご報告をさせていただきますが、今のところ推測できるのは、地域活動関係の中には地域教育協議会であるとか、はっきりとそこにいるメンバーの方々であれば、そこに入りやすい、入っている内訳になるのかと、学校支援という場合は、そこには入っていないが、例えば、本の読み聞かせなどで学校にかかわっているとなどと、そういう関わりを持っていただいている方にこの学校評議員ということをお願いするというのも、あり得ますので、そういう考え方がこの累計にも入ってきているのかと推測されます。
都 築 委 員	地域活動関係ということですから、ボーイスカウト、ガールスカウト、あるいは何かそういう青少年団体、NPO、どのような団体の方がこの奈良市の教育に関わってくださるのか、ここにどういう団体が含まれているのかということを知りたいと思いましたが、また報告をお願いいたします。
学校教育部長	役職の内訳が、どのような団体や活動してくださっている方を指している内訳であるのかということをお知らせできるようにご説明をさせていただきますと思います。
委 員 長	それでは、ご意見ほかにございませぬようでしたら、議案第16号も採決させていただきます。議案第16号「平成28年度奈良市立学校評議委員の解嘱及び委嘱について」、本案を原案どおり可決することに決ましてご異議ございませぬか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。これで公開の案件は終わりでございますが、その他として、教育委員会の後援・共催にかかる事業がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件につきましては、前回の定例教育委員会でも申し上げましたが、教育長の責任において決裁を既に行つて承認したものでございます。教育長名により案件として提出しておりますので、その点もご理解の上、ご意見、ご質問等いただければと思ひます。説明ください。

教育総務課長

今回の後援・共催にかかる事業については教育総務課が3件、生涯学習課が20件、文化財課が4件、学校教育課が19件、教育相談課が1件計47件でございます。ご審議のほどお願ひいたします。

委員 長

それでは、どうぞご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。ちょっと量が多いのですが。

金 春 委 員

学校教育課の番号19ですね。親子体験坐禅教室・少年少女坐禅教室と書いてあるものです。よく政治で宗教が関与する問題が、制限があつたのではないかと思ふのですけれども、教育委員会が宗教的なことに関与するということは問題ないのですか。坐禅というのは完全な宗教の1つの儀礼と考えるべきことであつて、抵触はしないのですね。

委員 長

学校教育課長。

学校教育課長

この件につきましては、主催が「古典文学を愉しむ会」というところが主催をしております。趣旨としましては、坐禅という宗教的な意味合いもあるかなというふうにも考えますけれども、それよりも、心身の鍛錬でありますとか、親子の親睦というようなことを図るということ、それから、そういう行為を行うことによつて集中力や忍耐力、落ち着きなどを身につけて、日常生活の姿勢を正すということが主眼ということでございます。宗教色というよりもそういった行為をすることによつての効果があると判断をしました。

金 春 委 員

要は、主催者はこういう団体であると、この中央武道場で行つている最中の指導者がいるのでしょうか。坐禅をするのですから、そのお寺から誰か呼んでとか、そういうのではないのですか。ただ単にこの会の人、坐禅というのはこうするのですよという上面だけのことをやつて、真似事だけしてということなのですか。坐禅と銘打つのなら、きちんと仏教の関係の人を呼んできて、坐禅とはこういうものであるという教義

を持って坐禅と称するべきものではないかと思うのですが。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

ここには出ておりませんが、いわゆる鴻池善友会というような、これは親睦会でございます、特に設置要綱等は設けておられないようですが、そういった禅を推進するという親睦会の方もそのメンバーに入っておられると聞いております。そういった中で、禅についてもある程度の知識を有しておられる方が教室の中におられると聞いております。

金春委員

要は、例えば、我々だったら半玄というか、素人の人に能はこういうものですよということを講釈されるというのは少し憤慨するところがあります。禅の普及というのも大事なことだとは思いますが。しかし、本職の方がいらっしゃらない、ちゃんと公認というのか、鴻池善友会という組織がどういう組織なのかわかりませんが、それでいいのですか。それを突き詰めていくと、また宗教が絡んでくるのではないのかということが気になったのですが。総合的に判断してよしとなさるわけですね。

委員長

私は坐禅受けたことないけれども、中央武道場というのは、そういうところでやることもあるのですか。

教育長

教育長決裁していますので、私もこれ大分食い下がっていろいろ議論はしたのですが、私が接しているのは、武道稽古の鴻池で主催します剣道とか柔道とか長刀とかいうような日本の武道の、いわゆる寒稽古とか、あるいは土曜稽古とかというのをやっています。私たちが全部一応見せてもらって、教育委員会後援もしている事業ですので、私が朝から行かせてもらって激励してということをやっているのです。どれぐらい禅のところで専門家かと言われたら、私もちょっと禅の世界余りよくわかりませんが、親子でそういう経験をしてもらいたい、普及もしたいという気持ちはわからないでもないです。

委員長

ここにある古典文学を愉しむということではないですね。

教育長

そうです。

委員長

要するに、武道場を借りて、そこを使って坐禅をするということですね。それで親子の絆を確かめ合おうとかいうようなことなのかな。私も、子どものころに剣道で毎日のように武道場の板敷のところに半日ぐらい座らされて、言ってみれば坐禅なのかもしれないが、そしてそのあげくにまた稽古というようなことがよくありましたから、そのスポー

	ツの一環みたいに……。
教 育 長	奈良だったら、西ノ京のところの三松寺が昔からよくやっておられて、専門的にしておられたのが、そういう流れを組んでらっしゃるのかどうかというところまでは私もちょっとそこまでは。
委 員 長	禅宗が絡んでいるわけではないのですよね。
教 育 長	そこまで中身を求めてらっしゃらないと感じましたので、そこまでは言わないそこまではもうちょっと追究しきれませんでした。
委 員 長	そういうご判断をされたということですね。
教 育 長	はい。
都 築 委 員	学校教育課の8番奈良ひとまち子ども百景展示会、この主催団体ですが、奈良マーチング委員会というのは、どういうことを目的とした会なのでしょうか。
委 員 会	学校教育課長。
学校教育課長	奈良市内の町が豊かな町となるような地域のまちづくりをマーチングと定義をされています。いわゆる吹奏楽のあのマーチングではなくて、まちづくりという意味のマーチングといいますか、そのためのさまざまな取り組みをされているということで、奈良市の経済と文化の発展や市民の生活の向上とか、奈良市の再生に資するということを目的として委員会を設立されたということでございます。これは全国的にありまして、いわゆる一般財団法人マーチング委員会というのが全国組織でありまして、その中の正会員として奈良マーチング委員会というものが位置づいているということでございます。 マーチング委員会自体は、2008年、平成20年に立ち上げられたと聞いております。東京の文京区でスタートした委員会です。全国でこの活動が広がっていき、全国では今56の委員会が立ち上がっている、その中の1つがこの奈良マーチング委員会だということでございます。 あわせて申しますと、共催が株式会社まちづくり奈良ということになっており、これは平成23年に奈良市と地元商店街と商工会議所、南都銀行が出資して設立した株式会社であります。ここも共催という形で参加をしているという関係もありますので後援名義をするにふさわしいだろうというふうに判断をさせていただきました。
都 築 委 員	はい、わかりました。

委 員 長

それでは、その他報告 「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業  
について」は了承することにいたします。